

生徒指導だより

生徒指導G生活指導T

令和6年4月26日 第2号

児童生徒のみなさんの自立におけ、安全で充実した学校生活を送れるよう、さまざまな内容を「生徒指導だより」で発信していきます。

連休中、下記のことにご注意いただき、生活習慣が乱れないよう、また、事故等に遭わないよう過ごしてください。

水難事故について

気候も暖かくなり、河川や湖沼池などで、レジャーを楽しむ人も増え、例年5月の大型連休より、水難事故が増加します。水難事故の多くは、救助が難しいため、死亡事故につながってしまうことが大きな特徴です。危険箇所には、「危険」「立ち入り禁止」「遊泳禁止」等の掲示や標識がありますので、よく確認し、その場所に近づかないようにしましょう。保護者同伴の旅行でも、水難事故は多く起きていますので、お子様から目を離さないように注意してください。また、連休中は、田植えのため、近くの農業用水も水量が多くなっています。一人で行く際には、再度注意していただければと思います。



交通事故について

本校では、安全面を第一に考え、自主・自力通学で自転車を利用している生徒には、ヘルメットの着用をお願いしています。自主・自力通学をしている生徒たちの安全意識がさらに向上しているように思います。引き続き学校でも、交通安全の指導を行っていきますので、家庭でも、ご協力をお願いいただければと思います。また、定期的に自転車の点検を行い、安全に利用できるようにしてください。

歩行者の事故の多くは、道路横断中に起きていますが、近年、駐車場において、歩行者に気付かれずに車が急な発進をして、接触する事故が増えています。エンジン音の静かな車が増えていますので、歩行者が危険を予測し、危険回避するなど、自分の身を自分で守ることも必要となります。連休中、観光地や商業施設へ出かけることもあると思いますので、駐車場では、子ども一人にならないよう、手を繋いで歩くなど、事故防止に努めていただければと思います。



不審者等について

露出やつきまとい等の不審者に遭遇した場合は、「いかのおすし」に基づき、ついて行かないことや大声を出して近くの大人に助けを求めること、人のいる方に逃げること等、自分の命を守る行動ができるようにご指導ください。



外出時には、「だれと」「どこで」「何をして遊ぶ」「何時に帰る」等を家の人に伝えるとともに、防犯ブザー等を携帯して出かけるようご指導ください。また、夜間外出や外泊は絶対にならないようご指導ください。保護者の方は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」で、夜11時から翌朝4時までの深夜に青少年(0歳から18未満の者)を外出させないよう努めなければなりません。夜間はトラブルに巻き込まれる危険が高まりますので、お子様を守っていただければと思います。

スマートフォンの適切な使用及びインターネットの適切な利用について

スマートフォンや携帯電話、インターネットの利用にあたっては、下記のことに必ず守るようにしてください。

- ・公共の場でのマナーを守ること
- ・有害サイトへのアクセスをしないこと
- ・有料ゲームサイトをむやみに利用しないこと
- ・個人情報や個人に対する誹謗中傷をメールで送信・転送しないこと
- ・不適切動画をSNSに投稿しないこと



SNSや無料電話アプリ等の不適切な使用により、不特定多数の人とつながってしまうトラブルやSNS等で知り合った人と会いに行き、性被害に遭うトラブルが増加しています。被害者だけでなく、知らない間に加害者になってしまうケースもあります。また、長時間にわたるスマートフォンやインターネットの利用は、心身に悪影響を与えることがありますので、1日の使用時間も含め、利用方法や家庭でのルールづくりなどについて、再度、家庭内で話し合い、適切な利用ができるようにしてください。

緊急時(事故・行方不明)について

緊急時はすぐに警察へ通報してください。また、学校の連絡先等は以下のとおりです。

・境警察書	0280-86-0110
・古河警察署	0280-30-0110
・小学部携帯	080-8436-0056
・中学部携帯	080-8436-0084
・高等部携帯	080-8436-0492



◎交通安全やSNSの適切な利用について、茨城県警察公式チャンネルがありますので、児童生徒と一緒に観ていただき、連休中の事故の未然防止につなげていただければと思います。下記のQRコードを読み取り、ご活用ください。また茨城県警察の防犯アプリ「いばらきポリス」もありますので、興味のある方はご活用ください。

